

和束町

総合保健福祉施設整備

基本構想

平成31年3月

和 束 町



# 目 次

I 構想策定の目的と内容	1
1. 目的	1
2. 内容	3
II 検討の前提条件	4
1. 和束町の位置	4
2. 和束町の人口動向と見通し	5
3. 検討対象施設・機関の現状と課題	8
III 既定関連計画との整合性の検討	22
IV 課題の総括	24
V 基本構想	26
1. 整備の狙い	26
2. 整備の基本方針	27
3. 整備すべき機能	29
VI 基本計画策定に向けた検討事項	32
VII 資料編	33
1. 和束町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例	33
2. 和束町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例施行規則	35
3. 和束町総合保健福祉施設整備検討委員会委員	37
4. 策定経緯	38



# 構想策定の目的と内容

## 1. 目的

平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする和束町第4次総合計画後期基本計画においては、保健医療福祉の一体的な提供体制の整備を図るべく総合保健福祉施設の整備を推進することとしています。

既存の社会福祉センター及び国保診療所については建築後50年以上が経過し、旧耐震基準の建物であり耐震化改修や老朽化に伴う維持費の増加等の課題を抱えており、早急な対応が求められています。

本構想は、前述の二施設の更新と併せ、今後のまちづくりの中核的な機能を担う「総合保健福祉施設」を整備するにあたり、基本的な考え方、整備すべき機能等を定めることを目的としたものです。

### 和束町の今後のまちづくりの基本的な考え方

和束町は平成28年3月に策定した「和束町第4次総合計画（後期基本計画）」で、町の目標像として“ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷 和束”として、3つの基本方針のうちの一つに『安全で安心できるまちづくり』を掲げています。

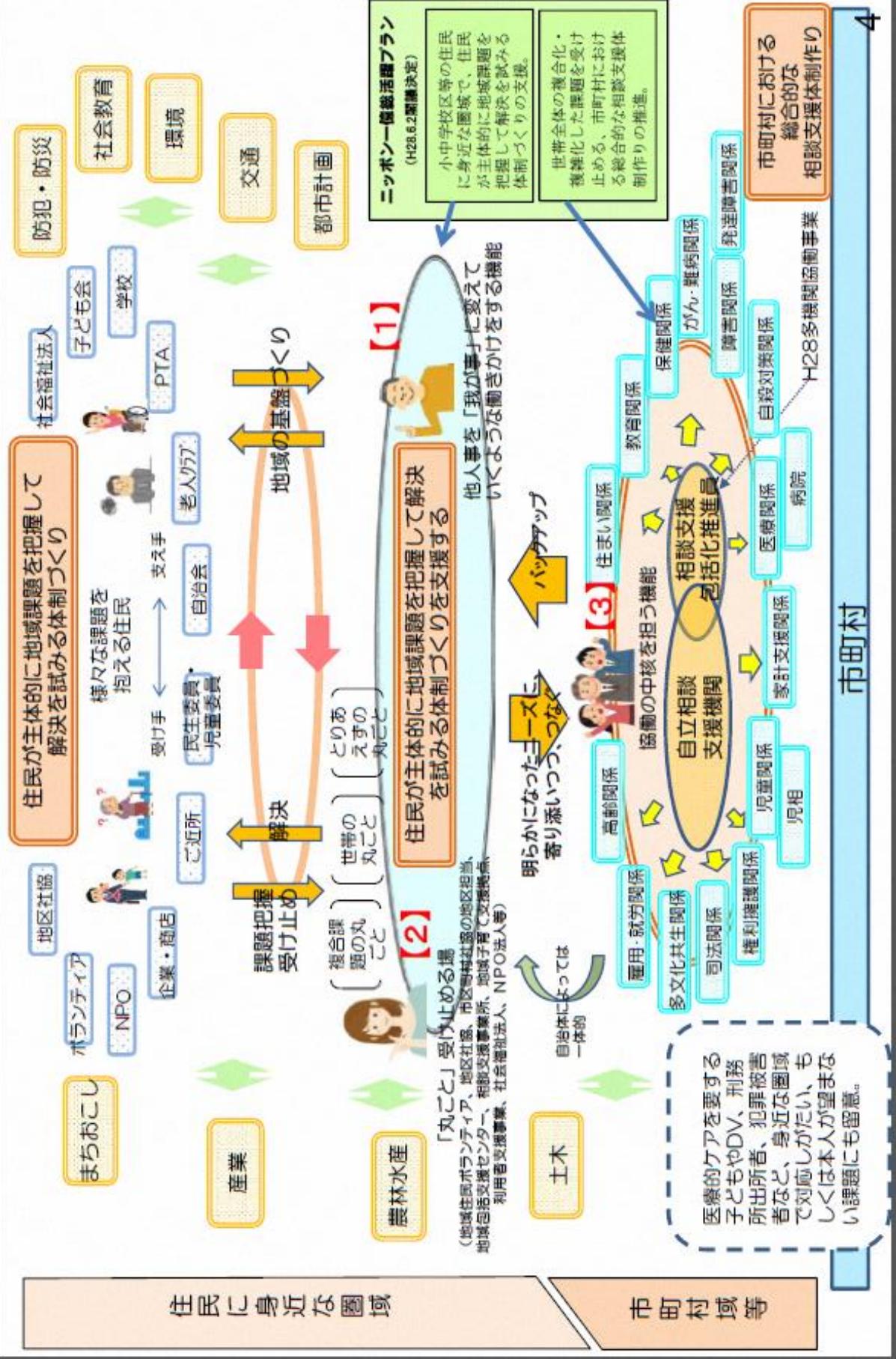
その他、主な関連計画の福祉政策に関する要旨は後掲します。

### 国の今後の福祉環境の整備の考え方

平成29年5月に開催された、社会保障審議会において、「地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念とともに、この理念を実現するため、各自治体が包括的な支援体制づくりに努めること」という考え方を示しています。

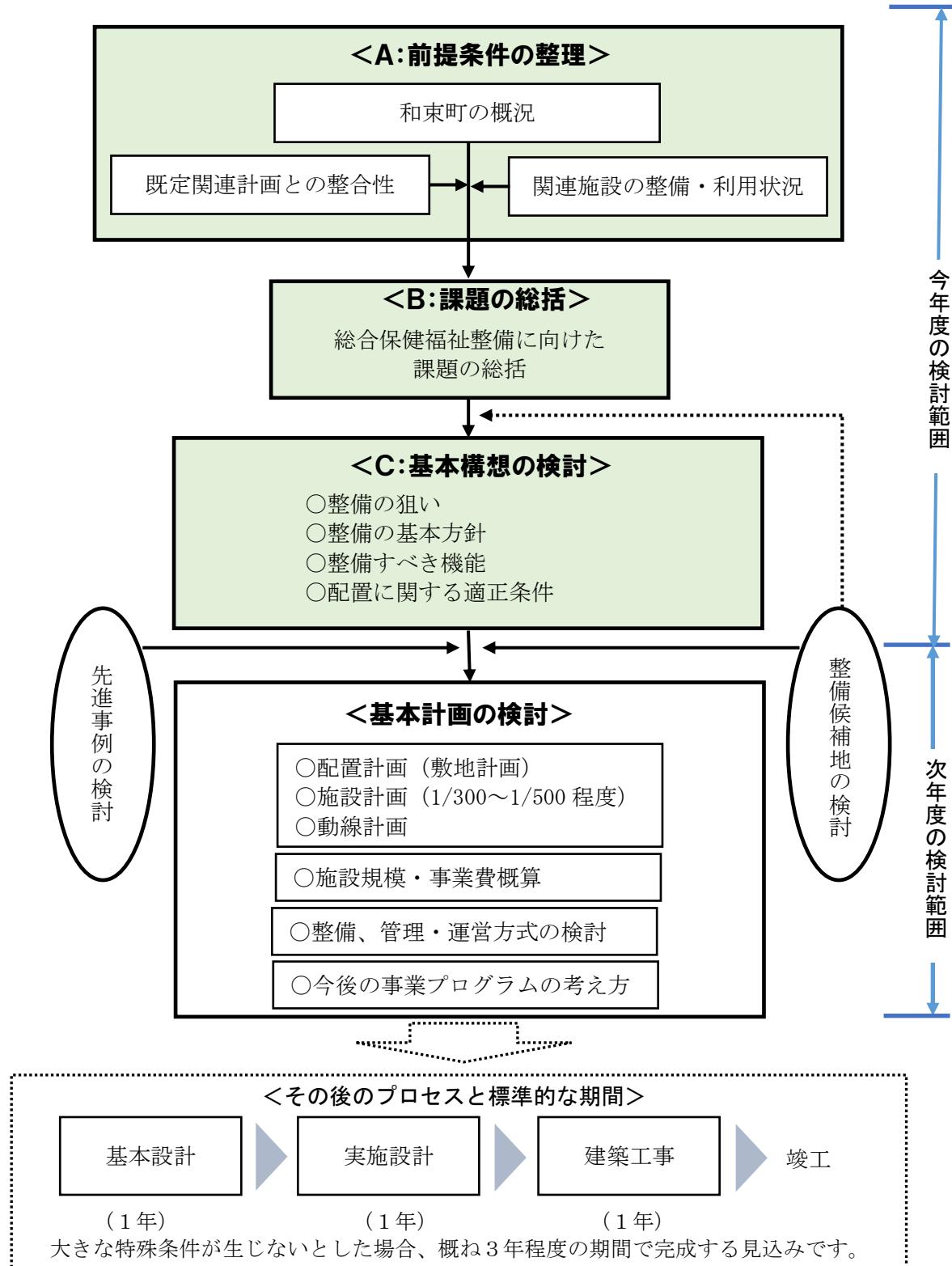
（参照：次頁の図）

## 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



## 2. 内容

本年度は総合保健福祉施設の「基本構想」を検討するものですが、次のステップとしてさらに具体的な施設計画や運用について検討する「基本計画」に連動していくことになります。ここでは、次のステップの検討内容も踏まえた全体の検討の流れと内容を示します。



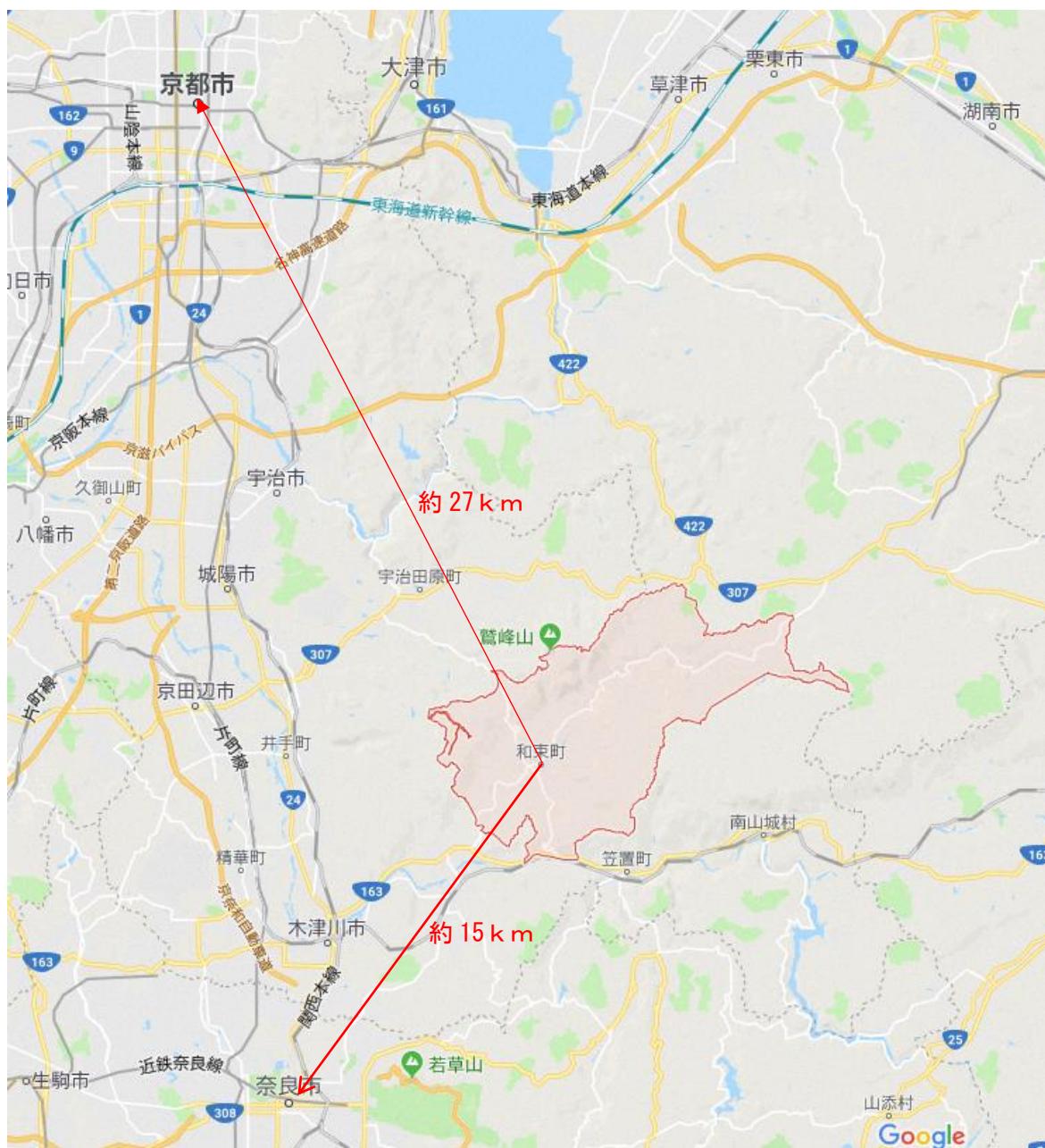
## 1. 和束町の位置

和束町は京都府の南部、相楽郡の東部に位置し、面積は 64.93 km<sup>2</sup>です。

町の中央を和束川が流れ、宇治茶の主産地であり、煎茶の生産量は京都府第一位となっています。

木津川市の他、笠置町、南山城村、井手町、宇治田原町と隣接し、これらのまちとは住民の生活、文化、福祉、医療等の様々な面で相互補完の関係にあります。

### ●和束町の位置



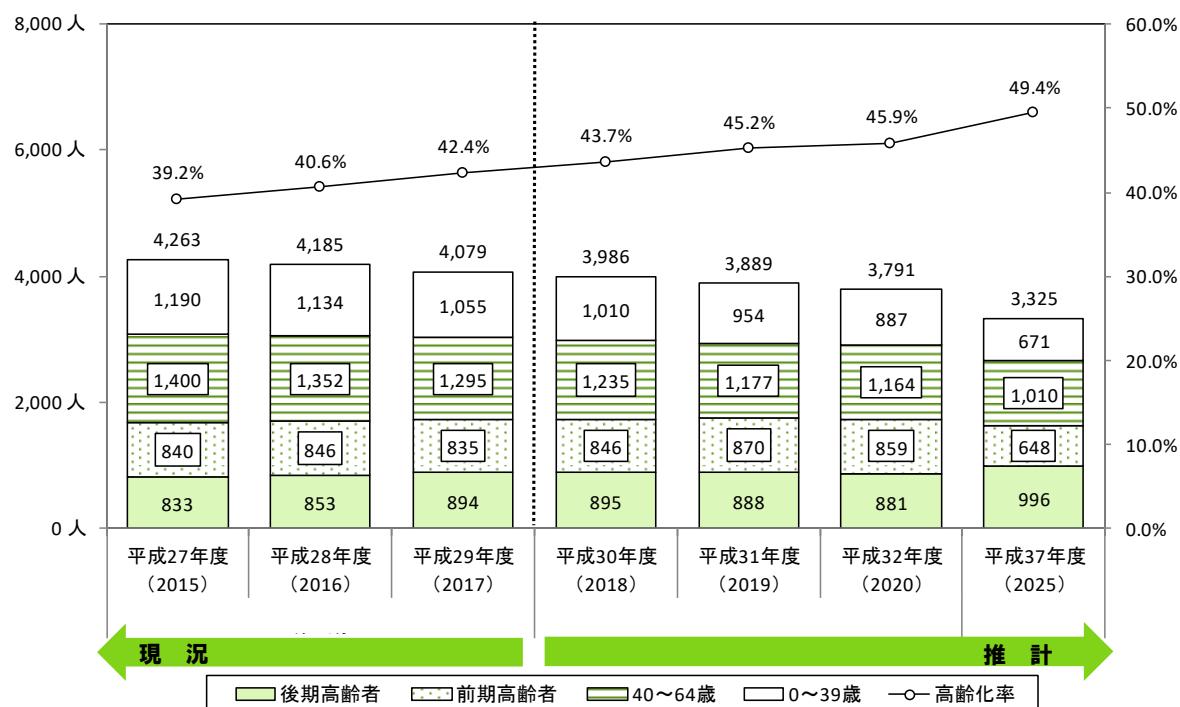
(資料：google マップを元に作成)

## 2. 人口の動向と見通し

下図は、平成 29 年度に策定された「和束町第 7 期介護保険事業計画」の、人口動向と今後の見通しを示したものです。

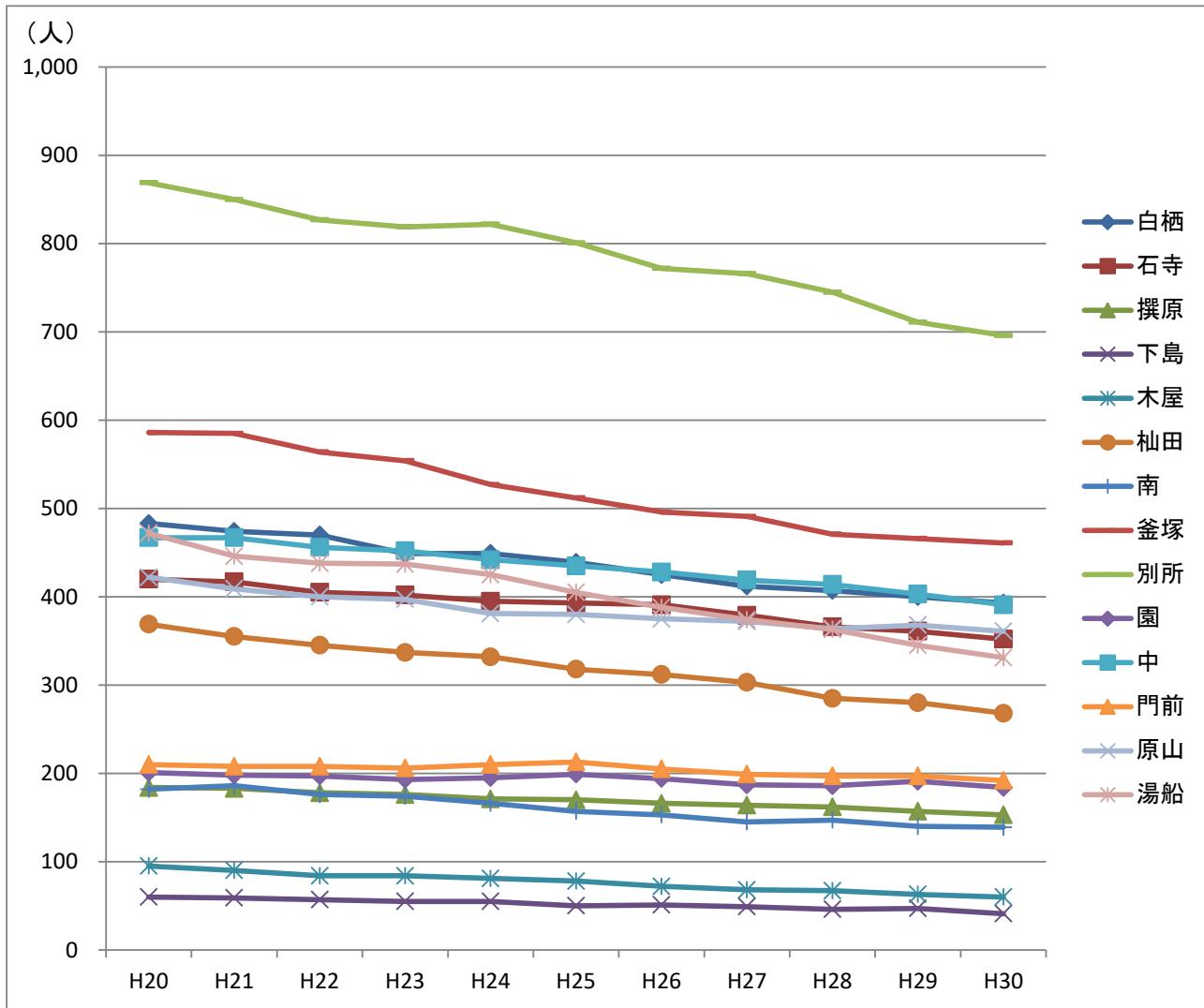
平成 29 年の人口は 4,079 人で、高齢化率は 42.4% となっています。

この傾向は、当面続くと予想され、人口減少や少子高齢化の抑制対策として、“総合的な福祉環境の整備による、安心して暮らせるまちづくり”への取り組みは喫緊の課題となっています。



(資料：和束町第 7 期介護保険事業計画)

【参考：大字別人口の動き】

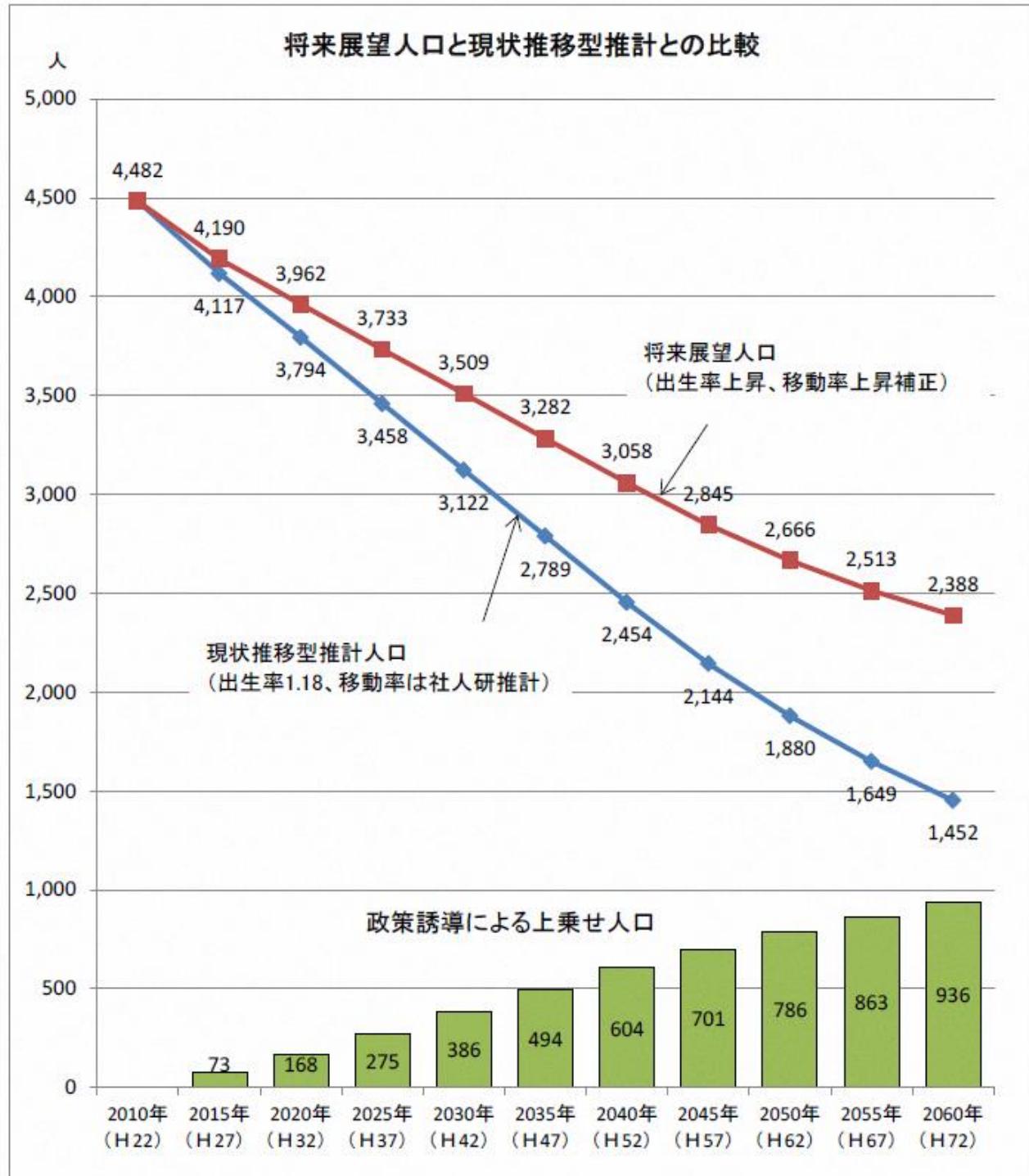


(人、%)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減率
白栖	483	474	470	449	449	439	425	412	407	400	393	-18.6
石寺	420	417	405	402	395	393	391	379	366	361	352	-16.2
摂原	184	183	178	176	171	170	166	164	162	157	153	-16.8
下島	60	59	57	55	55	50	51	49	46	47	41	-31.7
木屋	95	90	84	84	81	78	72	68	67	63	60	-36.8
桧田	369	355	345	337	332	318	312	303	285	280	268	-27.4
南	182	186	176	174	166	157	153	145	147	140	139	-23.6
釜塚	586	585	564	554	527	512	496	491	471	466	461	-21.3
別所	869	850	827	819	822	801	772	766	745	711	696	-19.9
園	201	198	197	193	195	199	194	187	186	191	184	-8.5
中	467	467	456	452	442	435	428	419	414	403	391	-16.3
門前	210	208	208	206	210	213	205	199	197	197	192	-8.6
原山	422	409	400	397	381	380	375	372	364	368	361	-14.5
湯船	472	446	438	437	425	405	388	374	363	345	331	-29.9
合計	5,020	4,927	4,805	4,735	4,651	4,550	4,428	4,328	4,220	4,129	4,022	-19.9

(資料：町調べ)

【参考：人口ビジョンによる和束町の長期的な人口推計】



(資料：和束町人口ビジョン)

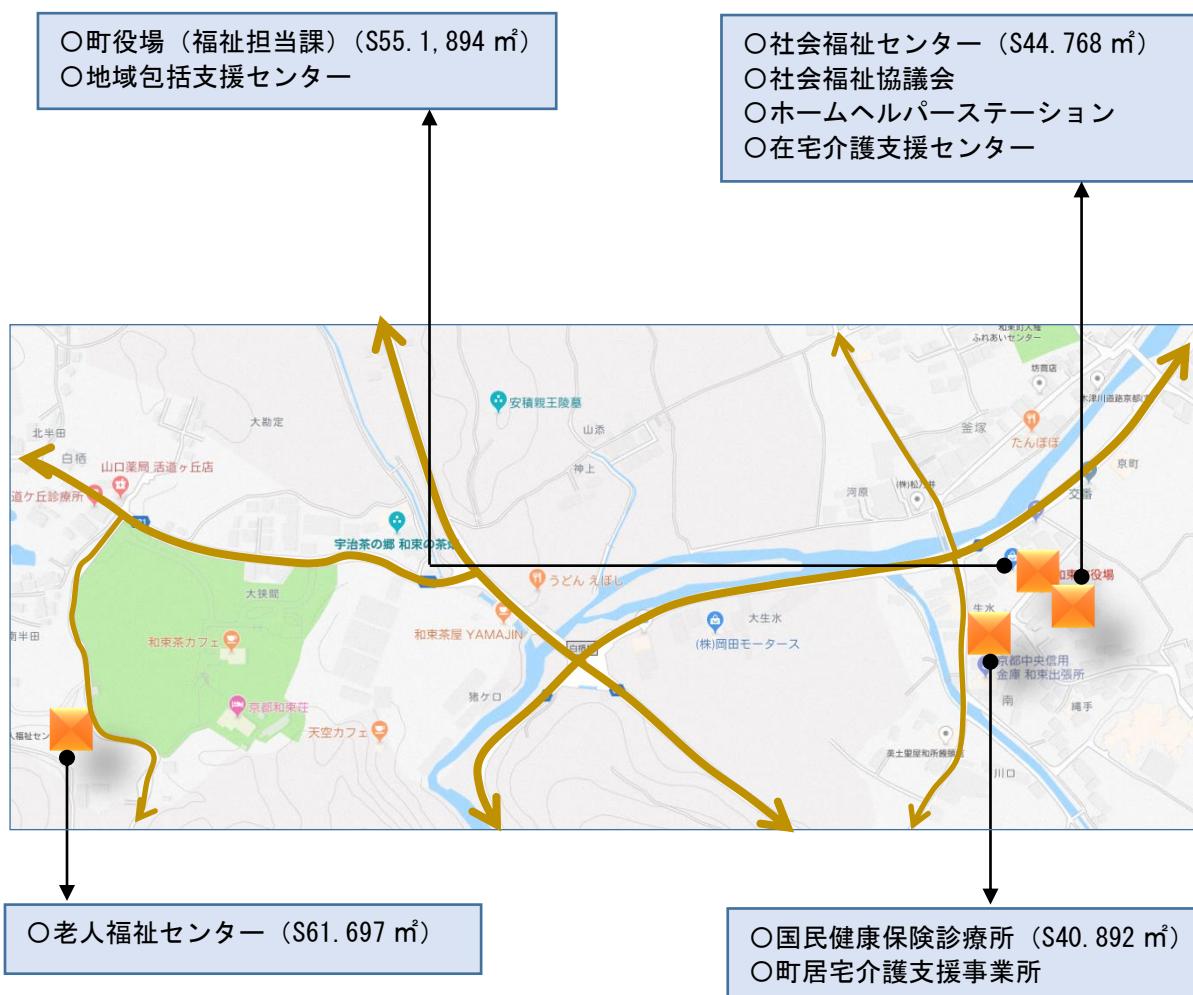
\*上記の人口推計は平成27年に策定された「和束町人口ビジョン」に示されたものです。  
 青い線は、人口の動きが現状のまま続いたとした場合の予測値で、赤い線は、今後人口減少抑制のために様々な戦略を講じ、今後の町が目標とする人口です。  
 その戦略の一つに、今回検討する総合保健福祉施設も位置付けられるものです。

### 3. 検討対象施設・機関の現状と課題

#### 1) 主な関連施設・機関の分布

主な関連施設の分布状況は下図に示す通りです。

町役場周辺に比較的集中していますが、老人福祉センターは少し離れたところに位置しています。



## 2) 施設・機関別の現状と課題

### 1) 社会福祉センター

目的	住民の福祉の増進と生活の維持向上を図ることを目的とする。
職員数	社会福祉協議会事務局職員3名で対応。
現在の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者数は把握できないが、年々増加傾向にある。</li> <li>○主な利用としては以下のものである。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・和束町の各課に関する研修、会議、検診 等</li> <li>・教育委員会の研修、調理実習</li> <li>・和束町社会福祉協議会の研修、会議、相談業務</li> <li>・和束町商工会の研修、健診、調理実習</li> <li>・ボランティアの研修、会議、教室</li> <li>・雇用促進協議会・活性化センターの研修</li> <li>・他団体（京建労、獣友会、4Hクラブ）の会議</li> <li>・健康講座（ヨガ教室、囲碁）</li> <li>・子育てサロン（月2回）</li> <li>・誰でもの居場所（月1回）</li> <li>・茶源郷まつりの学生スタッフ会議</li> </ul> </li> </ul>
課題	<p>【施設面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2階に上がるのに高齢者や障害者には負担。エレベーターかスロープ式の階段が必要</li> <li>・郡内の団体が集まる会場にしてはホールが小さい（現状では200名程度が限界）</li> <li>・ボランティアルームが必要</li> <li>・衛生的な実習室が必要</li> <li>・子供が遊べるスペースが必要</li> <li>・駐車場が狭く、駐輪場も無い</li> </ul> <p>【その他運用面等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に暗い</li> <li>・トイレが男女共有となっている</li> <li>・土足厳禁（現在）。上履きか土足かどちらがいいのか要検討</li> <li>・携帯電話の普及もありWi-Fi設備が必要</li> </ul>

### 2) 社会福祉協議会

目的	社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
職員数	事務局3名。
現在の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者数のカウントはしていないが、利用者は増加傾向にある。</li> <li>○社会福祉協議会の主な取り組みは以下のものである。</li> </ul>

	<p>&lt;在宅福祉&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らし高齢者配食サービス</li> <li>・なごみ外出支援サービス</li> <li>・車椅子対応貸出</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>&lt;地域福祉&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいサロン活動・子育てサロン活動</li> <li>・一人暮らし高齢者料理教室</li> <li>・福祉バザーの開催</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>&lt;ボランティアグループ紹介&gt;</p>
課題	<p>○現在の設置場所はセンター1階にあり、窓口としては問題ない。また役場 庁舎と隣接しているため連絡がスムーズ。町・社協職員同士の顔が見える。</p> <p>○但し、課題としては以下のものがある。</p> <p><b>【施設面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新施設を整備する場合、書庫・倉庫（資機材・オムツ・災害）が必要</li> <li>・社協用公用車スペースが不足（ワンボックスカー等）</li> <li>・事務局の入り口がわかりにくい（特に窓口）</li> </ul> <p><b>【その他運用面等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報が守れるため相談スペースが必要</li> <li>・防犯上不安を感じる</li> <li>・災害時に、現在の位置では災害ボランティアセンターの機能は果たせない（浸水被害も考えられる）</li> </ul>

### 3) 在宅介護支援センター

目的	地域包括支援センターのブランチとして、高齢者の在宅介護に関する相談を受け、情報提供、総合調整を行うことを目的とする。
職員数	1名（居宅介護支援事業所との兼務）
現在の利用状況	<p><b>【高齢者相談窓口業務】</b></p> <p>○利用者は65歳以上の高齢者で要介護認定を受けているが定期的なサービスを利用されてない方であり、近年はこれまで介護されていた方が対象になってきており、高齢世帯や独居世帯が大半となっている。</p> <p>○利用者数は概ね300人強程度。（H29年度339人、H26年度349人）</p>
課題	<p><b>【施設面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の広さは現状でも十分であるが、閉鎖された相談室は必要</li> </ul> <p><b>【その他運用面等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の相談ケースがそのままとなっており、追跡調査ができていない</li> <li>・居宅介護支援事業所との兼務があり、アウトリーチ（積極的なはたらきかけ）や継続的な支援はできていない</li> <li>・介護用品が展示されているが、商品が古くて参考にならない</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターのブランチとしての役割を果たすなら、地域包括支援センターとは物理的な距離を置く方がよい</li> <li>・障害・児童分野の相談窓口が必要</li> <li>・住民主体となって活動できる場が欲しい（例えばデイサービスを卒業した後に通える場）</li> <li>・介護支援専門員へのケアプランの点検などの支援・指導が必要</li> <li>・独自研修会や介護教室の開催などに取り組むべき</li> </ul>
--	---

#### 4) 在宅介護支援センター なのはな（居宅介護支援事業所）

目的	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うことを目的とする。
職員数	1名（在宅介護支援センターとの兼務）
現在の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護1～5の認定を受けている方が対象である。</li> <li>○大きな変化はないが、これまで介護されていた方が対象になってきており、高齢世帯や独居世帯が大半となっている。</li> <li>○利用者数は概ね300人強程度。（H29年度337人、H26年度306人）</li> </ul>
課題	<p>【施設面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の広さは現状でも十分であるが、プライバシーに配慮された相談室や書類等を収納できるスペースが必要</li> </ul> <p>【その他運用面等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフが一人であるため、新規ケースが重なると担当を受けにくく</li> <li>・在宅介護支援センターとの兼務であり、標準件数（35件/月）を担当することは困難</li> <li>・和束町内の居宅介護支援事業所が中心部に集中している</li> <li>・その他の在宅介護支援センターと同様の課題あり</li> </ul>

#### 5) ホームヘルパーステーション

目的	在宅での介護を必要とする高齢者・障害者の支援を行うため、居宅に訪問し、サービスを提供することを目的とする。
職員数	11名（常勤3名、非常勤8名）
現在の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ヘルパーが利用者の状況確認や訪問日の記録をファイルにするために、1日1回は事務所に立ち寄る。</li> <li>○和束町外から来ているヘルパーの昼休憩、訪問間の休憩に利用されている。</li> <li>○業務内容としては、身体介護の訪問が減り家事援助が中心の訪問になっている。</li> <li>○登録ヘルパーを募集してもここ数年は応募がなく、ヘルパーの減少によって利用数も減少している。</li> </ul>

課題	<p><b>【施設面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏場の訪問時、汗をかくので更衣する場所が必要</li> <li>・訪問時に使用したエプロンを1日1～2回洗濯するので、洗濯機を置く場所と干す場所が必要</li> </ul> <p><b>【その他運用面等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護支援センターと同じ部屋で支援センターの相談者の方が来られ話をされると、パーティションで間仕切られているだけなので、話の内容が聞こえたり、ヘルパー間の話も聞こえてしまうので問題有り</li> </ul>
----	---

## 6) 国民健康保険直営診療所

目的	町の医療、保健施設の中心として公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
職員数	<p>医師（常勤）1人 臨時医師3人（毎週1回、月2回）</p> <p>薬剤師（常勤）事務長兼務1人 事務員（一般、医療事務）（臨時）3人</p> <p>看護師（常勤）2人 （嘱託）1人 （臨時）2人</p>
現在の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の外来診療が中心であり、かかりつけ医としての役割が重要となっている。</li> <li>○内科一般、軽度な外科処置を行い、専門的な検査や重症などを判断すれば、病院を紹介。</li> <li>○現在町内の医療機関は3箇所あり、平成27年度に一時的に1民間の開業医が廃院後、平成29年度に再開。その影響で、外来患者は平成25年度5,821人 平成26年度5,547人、平成27年度6,347人、平成28年度7,539人、平成29年度7,130人になっている。</li> <li>○今後は和束町の人口減少から推測すると、高齢者は増加するも外来患者数は減少していくと思われる。</li> </ul>
課題	<p><b>【施設面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・築53年で、建物、水道配管、電気設備などかなり老朽化</li> <li>・現在の建物は以前入院もあったため部屋数も多く、無駄なスペースもある。現状の対応を前提にするなら総面積の1/4程度でも対応可</li> </ul> <p><b>【その他運用面等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機器は長期使用しており、状況に適合した新規の医療機器の整備が必要</li> <li>・現在従事しているスタッフの年齢層は高齢であり、後継の医師をはじめ、事務職員の確保が早急に必要</li> <li>・薬の投薬は院内処方か院外処方か、運営上、調剤薬局の設置も含めた検討が必要</li> <li>・和束町の地域性（人口、年齢層）に適合した医療施設の在り方を検討する必要有り</li> </ul>

## 7) 町居宅介護支援事業所

目的	在宅の要援護者が適切に介護サービスを利用できるよう、ケアマネージャー（介護支援専門員）が在籍し、要介護認定の申請の手伝いや利用者（要支援、要介護認定者）の居宅サービス計画（ケアプラン）を利用者や家族の立場になって作成を支援することを目的とする。
職員数	介護支援専門員 2名（診療所兼務）
現在の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護者本人、及び家族などが生活設計し、目標をもって生活・介護できるように、相談やプラン作成を行うために利用されている。</li> <li>○平成30年度の延べ人数（1月まで）、10名で縮小傾向にある。 (H29年度 13名 H25年度 84名)</li> <li>○当事業所以外では、和楽やなのはなで対応している。</li> </ul>
課題	<p>【施設面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所と併設しており、老朽化の問題有り</li> <li>・相談室、事業所は2階にあり、バリアフリーの環境は未整備で、相談者の身体の状況によっては来所が困難</li> </ul> <p>【その他運用面等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所業務と兼務しており、平成20年以降診療所業務が多忙となり、居宅利用者の対応が物理的に困難</li> <li>・平成31年度から事業の見直しを予定</li> </ul>

## 8) 老人福祉センター

目的	無料または低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。
職員数	2名（うち、所長は福祉課長が兼務・臨時職員1名）
現在の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法に定める老人福祉センター事業のうち、『機能回復訓練』として、「すこやかファイト教室」及び「いきいき元気塾」を実施、『教養講座等』として「シニアライフサポート学級」及び「カラオケ俱楽部」並びに「囲碁クラブ」の活動を実施している。</li> <li>○法に定める利用者は60歳以上であるが、現在の利用者の平均年齢は高い状況である。</li> <li>○一つの事業の最大利用人員は40人程度である。</li> <li>○平成24年度の利用者は、1,778人であったが、実施事業の増加等により平成29年度は、2,454人と増えている。</li> </ul>
課題	<p>【施設面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の改修を行っているが、屋根・床・トイレ・空調などの更新が必要</li> </ul> <p>【その他運用面等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法に定める老人福祉センター事業のうち『各種相談（生活相談・健康相談）』・『生業及び就労の指導』・『老人クラブに対する援助等』については、老人福祉センター事業として実施できていない（福祉課として対応）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフについては、本来の老人福祉センター事業を実施するには不十分</li> <li>・現在有効に活用できているのは、機能回復訓練施設であり、食堂や教養 娯楽室、浴室等は、ほとんど未利用</li> <li>・場所が役場から離れ、バス停からも距離があるため、利用者は自家用か 送迎によるものがほとんど</li> </ul>
--	--

## 9) 地域包括支援センター

目的	「地域包括ケアシステム」の中心となる機能を備えた機関として、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、町内で生活する高齢者等の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。										
職員数	2人（保健師、社会福祉士）										
現在の利用状況	<p><b>【介護予防ケアマネジメント】</b></p> <p>○介護予防についての啓発活動等と要支援認定者への介護予防ケアプラン作成等の支援を行っている。</p> <p>○要支援認定者数は年々増加。ケアプラン作成件数が増加し職員のみでは対応できず、介護事業所への委託が増えている。（61件中委託19件）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>H25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td></tr> <tr> <td>64人</td><td>69人</td><td>79人</td><td>88人</td><td>93人</td></tr> </table> <p><b>【総合相談支援事業】</b></p> <p>○認知症、独居や高齢世帯等の介護相談が増えている。 延べ約200件/年</p> <p><b>【権利擁護事業】</b></p> <p>○高齢者への虐待防止や成年後見制度等の制度案内</p> <p>○虐待への対応 H29 3件（分離1、見守り2）、介護力の低下や制度の理解不足から、ネグレクトが疑われるケースが増えている</p> <p><b>【包括的継続的マネジメント】</b></p> <p>○地域ケア会議 年6回</p> <p><b>【介護予防事業】</b></p> <p>○認知症サポーター養成講座、認知症カフェ事業等の実施</p>	H25	26	27	28	29	64人	69人	79人	88人	93人
H25	26	27	28	29							
64人	69人	79人	88人	93人							
課題	<p><b>【施設面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎内福祉課に設置されており、利便性は良いが来所相談時にプライバシー確保が難しい</li> <li>・書類等整理スペースが少ない</li> <li>・相談や会議、講演の場所に加え、年代を問わず住民がいつでも利用でき、介護予防や認知症カフェなどの住民主体の取り組みが行われるような場が必要</li> </ul>										

**【その他運用等】**

- ・介護予防や認知症施策の推進など地域包括支援センターの機能強化が求められており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種配置に向け嘱託職員を募集しているが応募がない状況

<主要3施設の現状>

(1) 社会福祉センター

①概要

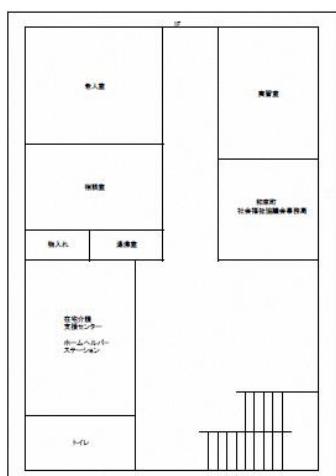
住所	大字釜塚小字生水 15 番地		
土地	敷地面積 2,894.00 m <sup>2</sup>		
建物	規格等	RC 地上 2 階	用途 福祉施設
	建築年月	昭和 44 年 9 月	取得費(全体) 109,056 千円
	延床面積	768.00 m <sup>2</sup>	
施設の特徴	住民の福祉の増進と生活の維持向上を図るため、社会福祉施設として設置		
根拠条例	和束町社会福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和 44 年条例第 15 号)		

②施設の概要

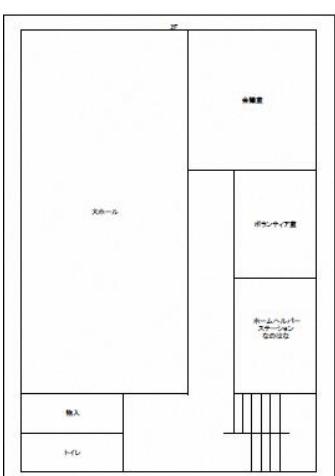
利用時間	9:00～22:00	休所(館)日	—
担当部署	福祉課	駐車場台数	18 台
耐震診断	平成 22 年 3 月実施	耐震補強	—
バリアフリー	出入口:自動ドア設置、有効幅の確保、段差の解消、スロープ有、点字ブロック設置、手摺り設置(片側)、身障者トイレ設置、AED 設置  		
運営形態	直営		
施設の構成	1 階:和束町社会福祉協議会事務室・実習室・老人室・相談室・湯沸室・トイレ・在宅介護支援センター・ホームヘルパーステーション 2 階:ホームヘルパーステーションなのはな・大ホール・会議室・ボランティア室・物入れ・トイレ		

## 見取り図

1階



2階



## 外観写真



## (2) 国民健康保険直営診療所

### ①概要

住所	大字南小字川口 44 番地				
土地	敷地面積 2,803.00 m <sup>2</sup>				
建物	規格等	S 地上 3 階	用途 診療所		
	建築年月	昭和 41 年 3 月	取得費(全体) 203,184 千円		
	延床面積	892.00 m <sup>2</sup>			
施設の特徴	町の保健施設の中心として公衆衛生の向上及び増進に寄与するために設置された施設				
根拠条例	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 82 条				

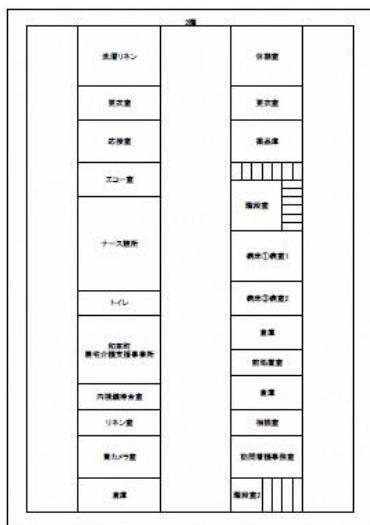
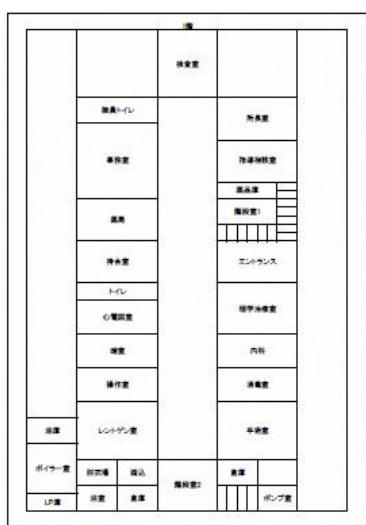
### (2) 施設の概要

利用時間	9:00～12:00 18:30～19:30(月・木)	休所(館)日	土・日曜日・祝日・年末年始
担当部署	国民健康保険診療所	駐車場台数	50 台
耐震診断	平成 22 年 3 月実施	耐震補強	—
バリアフリー	出入口:有効幅の確保、スロープ有、 手摺り設置(片側)		
運営形態	直営		
セキュリティ	セコム導入		
施設の構成	1 階:事務室・所長室・指導相談室・薬局・薬品庫・待合室・レントゲン室・理学治療室・ 心電図室・検査室・内科・消毒室・手術室・操作室・暗室・油庫・倉庫×2・階段室 ×2・LP 庫・ボイラー室・ポンプ室・脱衣場・浴室・職員トイレ・トイレ 2 階:和束町居宅介護支援事業所・訪問看護事務室・内視鏡待合室・胃カメラ室・ エコー室・前処置室・病室×2・薬品庫・倉庫×3・応接室・相談室・ナース詰所・ 休息室・更衣室×2・リネン庫・洗濯リネン・階段室×2・トイレ		

## 見取り図

1階

2階



## 外観写真



### (3) 老人福祉センター

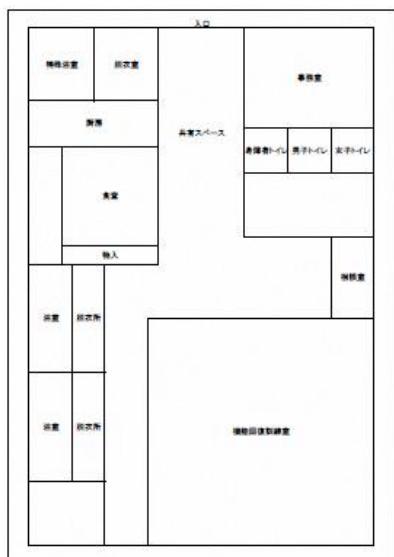
#### (1) 概要

住所	大字白栖小字南半田 68 番地の 1		
土地	敷地面積 1,612.00 m <sup>2</sup>		
建物	規格等	RC 地上 1 階	用途 福祉施設
	建築年月	昭和 62 年 3 月	取得費(全体) 191,675 千円
	延床面積	697.00 m <sup>2</sup>	
施設の特徴	和束町における老人福祉の拠点として、老人の心身の健康、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与するとともに、コミュニケーションの増進を図るため設置された施設		
根拠条例	和束町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和 62 年条例第 10 号)		

#### (2) 施設の概要

利用時間	平日 9:00~16:00	休所(館)日	日曜日・祝日・年末年始
担当部署	福祉課	駐車場台数	10 台
耐震診断	—	耐震補強	—
バリアフリー	出入口:有効幅の確保、段差の解消 身障者用トイレ設置  		
運営形態	直営		
セキュリティ	セコム導入		
施設の構成	所長室、事務室、生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、図書室、休養室(デイ・ルーム)、浴室、脱衣室、機械室		

## 見取り図



## 外観写真



## 既定関連計画との整合性

和束町の関連する計画は、次頁に一覧するものです。

これらの計画の方向性からみて、「総合保健福祉施設」の必要性は高く、各面からその整備が求められています。

なお、これらの計画に共通するものは、和束町の人口減少を少しでも抑制し、子どもから高齢者まで、誰もが元気に生き生きと暮らせるまちづくりを推進することが目的となります。

そのためには、単に「保健・医療・福祉」の機能だけではなく、新たな施設整備を行うに当たっては、住民が町に誇りをもち、住民のコミュニティが促進され相互の絆が強まるような施設を目指すことが求められます。

また、笠置町や南山城村の周辺町村とは福祉に関して一体的に計画を進めており、これらの計画推進に本施設が大きく寄与することを目指していくことが必要です。

●既定関連計画における今後の福祉施設や体制に関する方向付け

計画	内容
和束町総合計画	○「保健・医療」の施策方針に、“保健医療福祉の一体的な提供体制の整備”として『総合的な保健医療の中核施設として、国保診療所と保健福祉センターの新設を含む <b>総合保健福祉センターの整備を推進する</b> 』とされている。
和束町過疎地域 自立促進市町村計画	○町民の健康づくり対策として、“保健、福祉、医療のより一層の連携強化を図るための <b>中核施設として総合保健福祉センターの整備を推進する</b> ”とし、また、地域医療対策として“ <b>地域医療体制の一体化のための総合保健福祉センターの整備を検討する</b> ”とされている。
笠置町・和束町・南山城 村地域福祉計画	○基本理念「支え合いで安心薫る茶源郷コミュニティ」の実現に向けた基本目標の一つである「安心を育む地域のしくみづくり」に係る施策として、“地域包括ケアシステムの構築”を掲げ、『保健所、医師会及び和束町社会福祉協議会や関係事業者等、関係機関との連携に努めるとともに、地域包括支援センターが中心となって、 <b>保健医療福祉等のサービスが一体的に提供できるような体制づくりを目指す</b> 』とされている。
和束町第8次高齢者保 健福祉計画及び第7期 介護保険事業計画	○基本目標「安心と生きがいに満ちた支え合いの茶源郷 和束をめざして」に基づく基本方針のひとつである“支え合いの仕組みづくり～地域で助け合い・支え合うために～”に係る施策として『 <b>地域包括支援センターの機能強化</b> 』と『 <b>医療・介護の連携強化</b> 』とされている。
笠置町・和束町・南山城 村障がい者基本計画	○基本理念「地域全体で支え合い 共に豊かに安心して過ごせるまち」の実現に向けた基本目標のひとつに「安心して暮らせる地域づくりの推進」があり、『障がい者が利用しやすいものはだれもが利用しやすいというユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、公共施設、道路などのバリアフリー化等を推進し、 <b>だれもが暮らしやすいまちづくりを進める</b> 』とされている。
和束町公共施設等 総合管理計画	○今後健全な財政運営を図る上で、「 <b>国民健康保険直営診療所</b> 」と「 <b>社会福祉センター</b> 」は複合化を検討し、「 <b>老人福祉センター</b> 」も複合化を視野に入れた検討をおこなう。

これまでの検討から、「総合保健福祉施設」整備に向けた課題は、以下のように総括されます。

① 和束町の位置からみた課題

- ・今回の施設整備に当たっては、全てを和束町で賄うという考え方ではなく、京都山城総合医療センターや周辺地域との適切な連携を念頭に置き、“和束町で必要とするもの・担うべきもの”という考えにたった検討が求められます。

② 人口構成やこれから的人口の見通しからみた課題

- ・和束町の人口は減少を続けており、現在の人口が約4,000人、2025年にはこのまま推移すると約3,500人程度までに減少することも予測されます。
- ・町の人口ビジョンでは、今後の人口抑制対策の視点にたった「人口ビジョン・総合戦略」を作成し、少子高齢化対策を進め、少しでも人口減少に歯止めをかける取組を行っているところです。
- ・本施設もその一環であり、子どもから高齢者まで、全ての人が安心してまちに住み続けることができる拠点づくりが求められています。そのためには高齢者対策の視点はもとより、乳幼児や障害のある方に対する視点も大切になってくるものです。
- ・また、町民の定住化を促進するとともに、人口減少抑制のためには外部からも“和束町に住んでみたい”と思われる転入対策のまちづくりが必要であり、そのような魅力的な施設づくりも視点に入れていく必要があります。

③ 現在の関連施設の整備状況からみた課題

- ・現在の施設は築後一定の年数が経っており施設の老朽化が進んでいます。また、建築当初に比べ利用者そのものが少なくなったり、利用されていない空間が出現したり、必ずしも現状のニーズにそぐわなくなってきた面もあります。
- ・地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいては、専用の個室相談室がなく、プライバシーが十分に確保できていない状況です。
- ・施設維持のためにかなりの費用が掛かっており、このまま現状を維持することは不合理で、町の財政を健全に維持するためにも、一定の集約化・統合化が求められています。
- ・需要に応じたスタッフが必ずしも十分ではない面もみられ、今後は計画的なスタッフの確保を図っていくことが求められます。

④ 既定関連計画からみた課題

- ・国が示す今後の包括的な支援体制づくりにおいても、また、和束町の関連する各種計画においても、住民の総合的な保健・医療・福祉に関する拠点整備が必要なことが施策として方向付けられています。
- ・今回検討する総合保健福祉施設は、その方向付けを具体化するものであり、これからのかまちづくりにおいては必須且つ優先的に取り組むべき事業と位

置づけられるものです。

## ⑤ その他留意すべき事項

### <住民の利便性>

- ・施設を整備するに当たっては、どこに整備するのかも重要であり、住民が利用しやすく、使いやすい場所の選定も重要な要素になります。

### <防災対策>

- ・住民の安全な拠点という視点からは、今後の災害に対しても十分な安全が確保されることが重要であり、場所の選定において考慮すべき事項です。

### <文化や交流にも配慮した文化力の創造>

- ・単に、保健・医療・福祉の施設だけではなく、これからの中づくりの起爆剤となるよう施設づくりが必要です。そのためには「文化・交流」というのは重要なキーワードであり、和束町を象徴するような施設づくり、住民が誇れるような施設づくりを検討する必要があります。

### <共有という概念の導入>

- ・これからは官民の連携が重要であり、国保診療所の在り方を検討する場合にも、町の医療機関と診療機能などについて共有し、相互・補完的な取り組みをさらに推進していくことが重要です。
- ・また、狭い意味での施設づくりに囚われず、例えば町の基幹産業である「お茶」との連携、あるいは現在町が進めている「教育観光」との連携、といった町の様々な政策とも共有・連携し、相互的・総合的な施設づくりの視点も重要です。

### <行政機能との連携>

- ・今回検討する施設は、行政の福祉や住民対応の業務とも密接な連携が生じるものであり、整備する場所によっては、新たな施設に行政機能も取組む必要も出てくることを想定しておく必要があります。

### <町の条例等との調整>

- ・平成31年度には景観条例が施行されることになっており、新たな施設を整備にするに当たっては、高さ制限や景観阻害等についても配慮していく必要があります。

### <財源確保も含めた民間能力の活用>

- ・整備にあたっては住民への保健・医療・福祉サービスの充実と財政負担の平準化並びに削減が期待されるPFI手法等、民間の能力を積極的に活用することを検討していく必要があります。
- ・併せて、今回検討する複合施設の整備に適合する国等の各種補助金制度等についても調査研究していく必要があります。

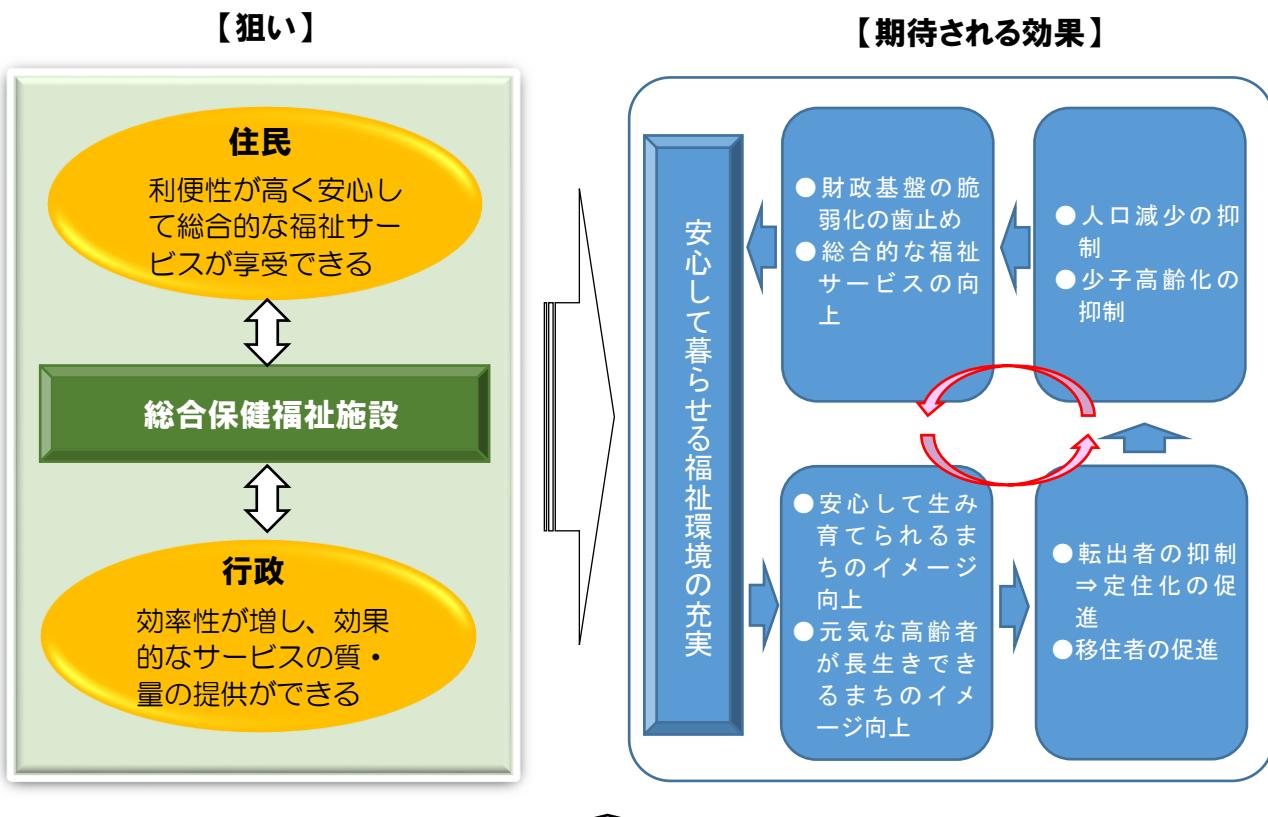
## 1. 整備の狙い

本施設の狙いは大きく二つのものとします。

一つは「住民」にとって利便性が高く安心して総合的な福祉サービスが享受できる環境を提供すること。もう一つは「行政（関係機関、団体）」にとって、効率性が増し、効果的なサービスの量・質の提供を可能にすることです。

また、この施設が整備されることによる効果は、端的には“安心して暮らせる福祉環境の充実”が図られることであり、そのことにより、町のイメージ向上 ⇒ 転出者の抑制や転入者の促進 ⇒ 少子高齢化の抑制 ⇒ 財政基盤の脆弱化の歯止めと総合的な福祉サービスの向上という『福祉の好循環とまちづくり拠点の創造』を狙うとするものです。

### ● 総合福祉拠点施設の整備の狙いと波及する効果の狙い



**福祉の好循環とまちづくり拠点**

## 2. 整備の基本方針

本施設のコンセプト(基本的な考え方)は『和束町民の心の拠りどころ』とします。

子どもや高齢者の方、あるいは子育て世代の方、障がいのある方等、町民の誰もが気軽に集い、相談し、お互いにふれあえる場としていくとともに、これからの中たな町づくりをけん引する拠点になることを目指すものです。

このコンセプトに基づく整備の基本方針は次の4つとします。

- ① 保健・医療・福祉のワンストップステーション
- ② 世代間・地域間の交流や文化を生みだすふれあい拠点
- ③ 町民のだれにとっても安心拠点
- ④ 和束町の魅力を内外に発信するシンボル拠点



## ① 保健・医療・福祉のワンストップステーション

住み慣れた地域で、保健・医療・福祉サービスを提供する機能を備えた“ワンストップ型”の拠点施設とし、住民の利便性を高めるとともに、行政や各種関連機関の業務の効率性を高めることにより、住民サービスの向上を目指します。

## ② 世代間・地域間の交流や文化を生みだすふれあい拠点

高齢者だけでなく、乳幼児、子育て世代の保護者、元気な子供たち、障害のある方やその関係者といった様々な世代の方が交流する場です。また、和束町の各地域からの人々が様々な機会を通じて触れ合い、文化活動を楽しむ場になることにより、住民間の繋がりを強めていきます。さらに、外部からの来訪者との触れあいの場ともなる拠点づくりを目指します。

## ③ 町民のだれにとっても安心拠点

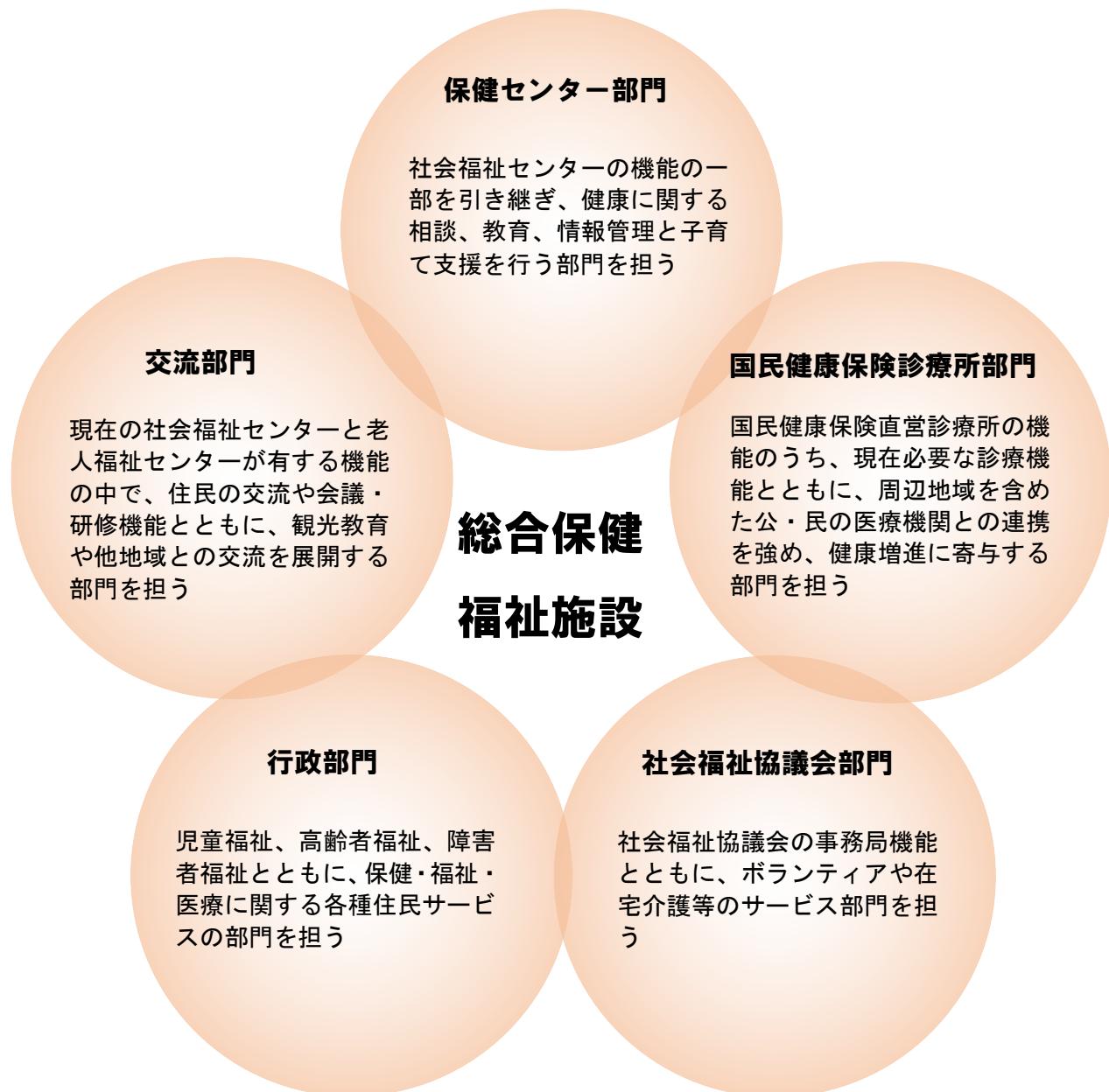
保健・医療・福祉に関してユニバーサルデザインの考え方に基づく整備がなされ、だれもが気軽に利用できる開かれた場を創ります。また、耐震性に優れ、災害発生時の対策拠点としての機能を有するとともに、福祉避難所の機能も備えた場とすることにより、住民の誰もが安心して住めるまちの拠点づくりを目指します。

## ④ 和束町の魅力や文化を内外に発信するシンボル拠点

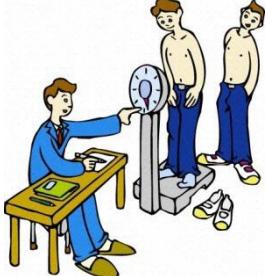
お茶の町であり、教育観光の町でもある和束町の魅力を内外に発信することにより、文化力・教育力も含めた和束町ならではの「保健・医療・福祉」の総合的な拠点整備のモデルを示し、まちづくりのシンボル拠点の形成を目指します。

### 3. 整備すべき機能

本施設は5つの部門から構成し、各部門が担う役割は次のものとします。



各部門の主な機能は次のものとします。

部門	主な機能	備考
保健センター 部門	<p>&lt;検診・相談機能&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健（検）診機能</li> <li>・健康相談機能</li> <li>・健康教育機能</li> <li>・健康情報管理機能</li> <li>・生活相談機能</li> </ul> <p>&lt;子育て世代包括支援センタ ー機能&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠婦・乳幼児等の実情把 握機能</li> <li>・妊娠、出産、子育てに関す る相談や、情報提供、保健 指導機能</li> <li>・支援プラン策定機能</li> </ul>	 
国民健康保険 診療所部門	<p>&lt;診療機能&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次医療機能</li> <li>・予防接種等接種機関機能</li> </ul> <p>&lt;居宅介護支援事業所機能&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者介護支援機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域を含めた公・民の医 療機関とのさらなる連携を 推進する。</li> </ul> 
交流部門	<p>&lt;交流機能&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的ホール機能 (兼避難所機能)</li> <li>・教養講座等実施機能</li> <li>・住民のサロン機能 (お茶を飲みながらの語らいの場)</li> <li>・図書ルーム</li> </ul> <p>&lt;町の魅力の情報発信機能&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お茶に関する情報発信機能</li> </ul> <p>&lt;会議・研修機能&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室機能</li> <li>・研修室機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的ホールは、スポーツレ クリエーション、軽いリハビ リ・トレーニングの場として の機能も付与する。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には福祉避難所も兼ね た住民の避難の場としても 活用する。</li> </ul>

行政部門	<p><b>&lt;福祉行政機能&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉行政機能</li> <li>・児童福祉行政機能</li> <li>・高齢者福祉行政機能</li> <li>・障害者福祉行政機能</li> </ul> <p><b>&lt;地域包括支援センター機能&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防ケアマネジメント機能</li> <li>・権利擁護機能</li> <li>・総合相談機能</li> </ul> <p><b>&lt;保健・医療・福祉に関する情報発信機能&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健、医療、福祉の広報機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を整備する場所によっては、福祉行政機能の中で、本施設に取り組む機能は要検討。</li> <li>・一方、整備する場所によってはその他の住民サービス機能の付与も要検討。</li> </ul>
社会福祉協議会部門	<p><b>&lt;事務局機能&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉推進機能</li> <li>・福祉相談総合窓口機能</li> <li>・ボランティアコーディネート機能</li> </ul> <p><b>&lt;在宅介護支援センター機能&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者相談窓口機能</li> <li>・居宅介護支援事業所機能</li> </ul> <p><b>&lt;ホームヘルパーステーション機能&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険訪問介護機能</li> <li>・障害福祉訪問介護機能</li> </ul>	 

## 基本計画策定に向けた検討事項

次年度からの主な検討内容は、以下のものとなります。

### 1. 整備候補地の検討

候補地としては、役場周辺の他、幾つか候補地が考えられます。

敷地の面積と整備する施設の規模による可能性の有無の他、住民の利便性の視点や、災害時の対応の視点も含めて検討していくものとなります。

### 2. 先進事例の検討

和束町の総合保健福祉施設の整備に当たって参考となる先進事例を抽出し、整備に当たって留意した点、運営等で工夫した点、また、実際に供用してからわかった問題点などについて調査し、本計画の参考としていくものです。

### 3. 基本計画の検討

基本計画の主な項目は次のものとなります。

#### ①施設計画

- ・配置計画（敷地計画）
- ・施設計画（階高構成や諸室のレイアウト）
- ・動線計画

#### ②施設規模・事業費概算

- ・諸室及び施設全体の面積
- ・施設全体の建設費

#### ③整備、管理・運営方式の検討

- ・各種整備手法の検討
- ・本施設整備に当たっての整備、管理・運営手法の設定

#### ④財源等の検討

#### ⑤今後の事業プログラムの考え方

- ・設計～工事～竣工にいたるスケジュールの考え方
- ・その他今後留意すべき点

\*なお、次年度においては、本施設が住民にとってより利用しやすく、住民の“心の拠りどころ”となるよう、住民からの意見や要望を幅広く聴く機会を設けながら進めていくものとします。

## 1. 和束町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例

### (設置の目的)

第1条 和束町総合保健福祉施設（以下「総合保健福祉施設」という。）の整備を円滑に進め  
るため、和束町総合保健福祉施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、総合保健福祉施設整備に関する事項について調査及び審議し、町長に意  
見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する委員12人以内  
をもって組織する。

- (1) 町議会代表
- (2) 学識経験者
- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) その他町長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から総合保健福祉施設整備についての調査及び審  
議が終了したときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、そ  
の職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなれば、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すると  
ころによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聞くこと又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 (略)

## 2. 和束町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例施行規則

---

(趣旨)

第1条 この規則は、和束町総合保健福祉施設整備検討委員会設置条例(平成30年条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 条例第3条第1号に定める者

和束町議会議員 2名

(2) 条例第3条第2号に定める者

まちづくり政策等で豊富な経験と高い見識を持つ者 1名

(3) 条例第3条第3号に定める者

京都府山城南保健所の代表者 1名

相楽医師会和束町班の代表者 1名

和束町国民健康保険診療所の代表者 1名

和束町社会福祉協議会の代表者 1名

和束町民生児童委員協議会の代表者 1名

和束町老人クラブ連合会の代表者 1名

和束町身体障害者協議会の代表者 1名

(4) 条例第3条第4号に定める者

公募により選出する者又は町長が必要に応じて選任する者 2名以内

(委員資格の喪失)

第3条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 辞任

(2) 死亡、失踪の宣告

(3) 前条に定める者に該当しなくなったとき

(会議の招集)

第4条 会議の招集について、委員長が不在のときは、条例第6条第1項に規定にかかわらず町長が招集するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

### 3. 和束町総合保健福祉施設整備検討委員会委員

(平成31年3月1日現在)

	氏 名	選 出 区 分 (和束町総合保健福祉整備検討委員会設置条例施行規則)			備 考
		条 項	所 屬	役 職	
1	畠 武志	第2条第1号	和束町議會議員	議会運営委員長	
2	竹内 きみ代	第2条第1号	和束町議會議員	総務厚生常任委員長	
3	谷口 知弘	第2条第2号	学識経験者	福知山公立大学 教 授	委 員 長
4	三沢 あき子	第2条第3号	京都府山城南保健所 の代表者	所 長	
5	柳澤 衛	第2条第3号	相楽医師会和束町班 の代表者	班 長	
6	桐山 藤重郎	第2条第3号	和束町国民健康保険 診療所の代表者	所 長	
7	吉田 輝雄	第2条第3号	和束町社会福祉協議会 の代表者	会 長	
8	矢野 光江	第2条第3号	和束町民生児童委員 協議会の代表者	副会長	
9	岩崎 宗雄	第2条第3号	和束町老人クラブ 連合会の代表者	副会長	副委員長
10	岡田 勇	第2条第3号	和束町身体障害者 協議会の代表者	会 長	

## 4. 策定経緯

開催（実施）時期	事　項	概　要
平成 30 年 11 月 26 日	総合保健福祉施設整備検討ワーキングチーム第1回会議	* 委嘱（任命）書交付 * 和束町総合保健福祉施設整備基本構想について * 関連施設の整備・利用状況及び課題について
平成 30 年 12 月 5 日	茶源郷づくり推進プロジェクトチーム会議	* 和束町総合保健福祉施設整備基本構想について
平成 30 年 12 月 17 日	第1回総合保健福祉施設整備検討委員会	* 委嘱（任命）書交付 * 委員長・副委員長の選任について * 和束町総合保健福祉施設整備基本構想について
平成 31 年 1 月 23 日	総合保健福祉施設整備検討ワーキングチーム第2回会議	* 第1回総合保健福祉施設整備検討委員会協議結果概要について * 和束町総合保健福祉施設整備基本構想骨子（案）について * 施設・機関別の現状と課題について
平成 31 年 2 月 1 日	茶源郷づくり推進プロジェクトチーム会議	* 第1回総合保健福祉施設整備検討委員会協議結果報告について * ワーキングチーム第2回会議結果報告について * 和束町総合保健福祉施設整備基本構想骨子（案）について
平成 31 年 2 月 12 日	第2回総合保健福祉施設整備検討委員会	* 第1回総合保健福祉施設整備検討委員会の主な意見について * 和束町総合保健福祉施設整備基本構想骨子（案）について
平成 31 年 2 月 18 日	総合保健福祉施設整備検討ワーキングチーム第3回会議	* 第2回総合保健福祉施設整備検討委員会協議結果概要について * 和束町総合保健福祉施設整備基本構想（案）について
平成 31 年 2 月 26 日 ～3月 11 日	パブリックコメント	* 町ホームページ・町公共施設5か所にて閲覧 * 意見提出 0件

平成 31 年 3 月 1 日	茶源郷づくり推進プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 第 2 回総合保健福祉施設整備検討委員会の結果報告について</li> <li>* ワーキングチーム第 3 回会議結果報告について</li> <li>* パブリックコメントの実施について</li> <li>* 和束町総合保健福祉施設整備基本構想（案）について</li> </ul>
平成 31 年 3 月 14 日	第 3 回総合保健福祉施設整備検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 第 2 回総合保健福祉施設整備検討委員会の主な意見について</li> <li>* パブリックコメントの実施結果について</li> <li>* 総合保健福祉施設整備検討委員会公募委員の募集について</li> <li>* 和束町総合保健福祉施設整備基本構想（案）について</li> <li>* 施設整備基本計画策定概略スケジュール（案）について</li> </ul>

# **和束町総合保健福祉施設整備基本構想**

**平成31年3月発行**

**発 行：和 束 町**

**〒619-1295**

**京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水 14 番地の 2**

**TEL 0774-78-3006 FAX 0774-78-2799**

**編 集：和束町福祉課**